

府 食 第 3 5 5 号
令和 7 年 5 月 1 4 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

令和 7 年 5 月 7 日付け 7 消安第 707 号により貴省から当委員会に対して照会された事
項について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、ランピースキン病について、そのまん延を防止するため、家畜
伝染病に準じた措置を講じることができるよう、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第
166 号）第 62 条の規定に基づき、政令で指定することに伴い、同法第 4 条第 1 項に規定
する届出伝染病から削除する改正である。対象となる家畜の疾病については、食品安全委
員会動物用医薬品評価書「ランピースキン病生ワクチン（Bovilis Lumpyvax-E）を接種
した牛に由来する食品の安全性」（令和 6 年 3 月公表）において、ランピースキン病ウイ
ルスは人獣共通感染症の病原体ではなく、人へは伝播しないと結論づけられており、当該
家畜の疾病に由来する人への健康への悪影響があるとは考えられないことから、食品安全
基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに
該当すると認められる。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正し、ランピースキン病を届出伝染病の種類から
削るための省令改正について